

[1] 衛生管理について、次の [問1]、[問2] に答えよ。

[問1] 「学校給食衛生管理基準」(平成21年文部科学省告示第64号)に定められている学校給食従事者の健康管理について正しいものを、次の1~5の中からすべて選び、その番号を書け。

- 1 学校給食従事者の健康診断については年1回行うとともに、その他2回定期的に健康状態を把握することが望ましい。
- 2 検便は、長期休業中を除き「毎月2回以上」行う。
- 3 ノロウイルスを原因とする感染性疾患による症状と診断された場合は、ノロウイルスを保有していないことを確認するため、高感度の検便検査を実施する。
- 4 学校給食従事者の下痢、発熱、腹痛、嘔吐、化膿性疾患及び手指等の外傷等の有無等健康状態は、調理に従事する日のみ把握し、記録する。
- 5 ノロウイルスによる発症者が家族にいるなど、同一の感染機会があった可能性がある調理従事者については、高感度の検便検査は必要ではない。

[問2] 次の①~④の文は、食中毒病因物質について説明したものである。それぞれにあてはまる食中毒病因物質を、下の(ア)~(ク)から1つずつ選び、その記号を書け。

- ① まぐろ、かじき、ぶり、さばなど赤身魚が原因食品として多い。悪臭や食材の見た目の変化を伴わず、生成されると加熱しても分解されないため、調理場においては、室温放置を避ける。
- ② カキを含む二枚貝が原因食品として多いが、感染している調理従事者の手指を介し食品や調理器具が汚染されることでも起こる。主症状は嘔吐や下痢、腹痛である。
- ③ この食中毒病因物質に汚染した食肉や魚介類、野菜を使った加熱調理品を長時間保存した時に菌が増殖し、食中毒の原因になる。酸素を嫌う嫌気性菌であり、耐熱性の芽胞をつくるため、高温でも死滅せず生残する。
- ④ 乳製品、卵製品、畜産製品、握り飯などが原因食品であり、ヒトや動物の常在菌である。耐熱性の毒素を産生し、主症状は吐き気、嘔吐、腹痛、下痢などである。

- | | |
|--------------|--------------|
| (ア) ノロウイルス | (イ) サルモネラ属菌 |
| (ウ) カンピロバクター | (エ) 黄色ブドウ球菌 |
| (オ) ウエルシュ菌 | (カ) ボツリヌス菌 |
| (キ) ヒスタミン | (ク) 腸管出血性大腸菌 |

[2] 学校給食における児童生徒の食事摂取基準策定に関する調査研究協力者会議がとりまとめた「学校給食摂取基準の策定について(報告)」(令和2年12月)に示されている、食事状況調査について、次の[問1]、[問2]に答えよ。

[問1] 次の1、2の文は、食事状況調査の概要について説明したものである。文中の[A]～[E]にあてはまる語句または数値を、下の(ア)～(ソ)から1つずつ選び、その記号を書け。

- 1 食事状況調査は、平成26年11月・12月に、児童生徒に対し、[A]法による食事調査、食生活の状況に関する質問票調査、[B]を実施することにより行われた。
- 2 食事調査は、各児童生徒に連続しない[C]日間(うち[D]日間は学校給食のある日、[E]日は週末の学校給食のない日)の食事記録を提出してもらう。

- | | | |
|--------------|------------|--------------|
| (ア) 写真撮影 | (イ) 食事記録 | (ウ) 24時間思い出し |
| (エ) 食物摂取頻度調査 | (オ) 身体測定 | (カ) 個別面談 |
| (キ) 体力測定 | (ク) 身体活動調査 | (ケ) 1 |
| (コ) 2 | (サ) 3 | (シ) 4 |
| (ス) 5 | (セ) 6 | (ソ) 7 |

[問2] 次の①～③の文は、習慣的栄養摂取量から見た児童生徒の栄養摂取状況について説明したものである。それぞれの説明にあてはまる栄養素の名称を書け。

- ① 男子のすべての児童生徒が目標量を超える量を摂取している
- ② 男子中学2年生の推定平均必要量の不適合率が50%を超えている
- ③ 女子中学2年生の推定平均必要量の不適合率が50%を超えている

[3] 次の表は、ある小学校の1日の栄養報告の一部である。この日の「たんぱく質エネルギー比率 (%)」及び「脂肪エネルギー比率 (%)」を計算し、その値を書け。(小数点第2位を四捨五入して、小数点第1位まで書け。)

また、それぞれの比率が、令和3年2月に一部改正された、「児童又は生徒一人一回当たりの学校給食摂取基準」の基準値内であれば○を、基準値外であれば×をそれぞれ書け。

表

エネルギー (Kcal)	たんぱく質 (g)	脂質 (g)
660	35.5	17.6

[4] 次の文は、小学校学習指導要領(平成29年告示 文部科学省)における「第1章 総則 第1 小学校教育の基本と教育課程の役割 2(3)」を示したものである。文中の(A)～(D)にあてはまる語句を書け。

学校における体育・健康に関する指導を、児童の(A)を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における(B)並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や(C)との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、(D)を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

[5] 次の①～⑤の文は、学校給食法(最終改正平成27年6月24日)について説明したものである。正しいものをすべて選び、その記号を書け。

- ① この法律は、学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的としている。
- ② 第2条学校給食の目標には、学校給食を実施するに当たって、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために達成されるよう努めなければならない目標が6つ掲げられている。
- ③ 第8条では、学校給食で適切な衛生管理を図るうえで維持されることが望ましい基準として学校給食衛生管理基準を定めている。
- ④ 第10条では、栄養教諭が食に関する実践的な指導を行う場合は、地場産物の活用等の創意工夫を行うことが規定されている。
- ⑤ 第10条では、栄養教諭が「食に関する指導の全体的な計画」を作成することが規定されている。

[6] 食育の推進について、次の[問1]、[問2]に答えよ。

[問1] 次の1、2の文は「第4次食育推進基本計画」(令和3年3月 農林水産省)について説明したものである。下線部a～dについて、正しければ○、誤りであれば正しい語句を書け。

1 令和3年度からa令和7年度までを計画期間とし、当該期間に特に取り組むべき重点事項等が規定されている。

2 国民の健康や食を取り巻く環境の変化、社会のデジタル化など、bライフスタイルをめぐる状況を踏まえ、以下の3つの重点事項が規定されている。

- (1) 生涯を通じたc安全安心な食を支える食育の推進
- (2) d持続可能な食を支える食育の推進
- (3) 「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進

[問2] 次の表は、和歌山県が策定した「食べて元気、わかやま食育推進プラン(第4次和歌山県食育推進計画)」(令和6年3月)の数値目標を抜粋したものである。表中のA～Cにあてはまる数を書け。

	項目	令和4年度現状値	令和11年度目標値
3	朝食を欠食する県民の割合	小学生	2.2%
		20歳代男性	16.7%
		30歳代男性	28.6%
5	学校給食における地場産物を使用する割合(金額ベース)を現状値(令和元年度)から維持・向上した市町村の割合	60.0%	(A)%以上
8	1日あたりの野菜摂取量の平均値	252.3g	(C)g以上

[7] 食物アレルギーについて、次の [問1]、[問2] に答えよ。

[問1] 次のA～Dの文のうち、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（令和元年度改訂）に示されている学校給食における食物アレルギーの説明として、正しいものを○、誤っているものを×としたとき、正しい組み合わせを、下の①～⑥の中から1つ選び、その記号を書け。

- A 児童生徒等に見られる食物アレルギーは、即時型、口腔アレルギー症候群、食物依存性運動誘発アナフィラキシーの3つの病型に分類される。
- B 食物アレルギーは血液検査や皮膚テストの結果のみで判断することができる。
- C 「エピペン®」は児童生徒がアナフィラキシーに陥った際に迅速に注射するため、児童生徒本人が携帯・管理することが基本である。
- D 万一「エピペン®」が必要な状態になり使用すれば、医療機関を受診しなくてよい。

	A	B	C	D
①	○	×	○	×
②	○	○	×	○
③	○	○	○	○
④	×	×	×	○
⑤	○	○	×	×
⑥	○	×	×	×

[問2] 次の1～4の文は「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成27年3月 文部科学省）に示されている学校給食における食物アレルギー対応の大原則の一部である。各文中の ～ にあてはまる語句を書け。

- 1 食物アレルギーを有する児童生徒にも、給食を提供する。
そのためにも、 を最優先とする。
- 2 食物アレルギー対応委員会等により に行う。
- 3 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、医師の診断による「」の提出を必須とする。
- 4 確保のため、原因食物の を原則とする。

[8] 「食に関する指導の手引―第二次改訂版―」（平成31年3月 文部科学省）について、次の[問1]、[問2]に答えよ。

[問1] 「第6章 個別的な相談指導の進め方」に示されている「想定される個別的な相談指導」にはどのような児童生徒を対象とした相談指導があるか、3つ書け。

[問2] 次の①～⑤の文のうち、個別的な相談指導の基本的な考え方について述べたものとして、誤っているものをすべて選び、その記号を書け。

- ① 個別的な相談指導は、課題の改善を目的として期間を決めて定期的、継続的に指導を進める。
- ② 個別的な相談指導の対象となる児童生徒の抽出は主に養護教諭及び栄養教諭が行う。
- ③ 個別的な相談指導を行うに当たっては、指導上得られた個人情報の保護を徹底すること。
- ④ 個別的な相談指導の問題点としては、多くの時間を要すること、差別感が生じやすいこと、指導者のスキル、態度、言動に影響を受けやすいことがある。
- ⑤ 個別的な相談指導の内容は、専門的なものであることから、「児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる」栄養教諭のみで指導を行う。

1 問1 1, 3

問2 ① (キ) ② (ア) ③ (オ) ④ (エ)

2 問1 1 A (イ) B (オ)

2 C (サ) D (コ) E (ケ)

問2 ① ナトリウム または 食塩

② カルシウム

③ 鉄

3 たんぱく質エネルギー比率 21.5% 摂取基準 ×

資質エネルギー比率 24.0% 摂取基準 ○

4 A 発達の段階 B 食育の推進 C 地域社会

D 生涯

5 ①、④

6 問1 a ○ b 食育 c 心身の健康 d ○

問2 A 0 B 90 C 350

7 問1 ①

問2 A 安全性 B 組織的 C 学校生活管理指導表

D 完全除去対応

8 問1 ・偏食のある児童生徒

・肥満・やせ傾向にある児童生徒

・食物アレルギーを有する児童生徒

※その他「スポーツをしている児童生徒」「食行動に問題を抱える児童生徒も可」

問2 ②、⑤